

平成21年12月28日
社会保険庁運営部年金保険課
適用・徴収対策室
(担当・内線) 渡辺 (3607)
(代表電話) 03(3935)1111
(ダイヤルイン) 03(3935)2796

報道関係者 各位

約2万件の戸別訪問調査において、不適正な遡及訂正処理への職員の関与を窺わせるような内容の回答のあった事案に関する調査の結果について

標記について、別添のとおり公表します。

平成 21 年 12 月 28 日
社 会 保 険 庁

約 2 万件の戸別訪問調査において、不適正な遡及訂正処理への職員の関与を窺わせるような内容の回答のあった事案に関する調査の結果について

1. 職員調査の対象

- (1) 標準報酬月額の遡及訂正事案については、オンライン上の全ての記録から不適正な処理の可能性があるものとして、以下の 3 条件に該当する全ての記録（約 6 万 9 千件）を抽出し、このうち厚生年金受給者（約 2 万件）について、平成 20 年 10 月 16 日から社会保険事務所職員等による戸別訪問調査を実施し、訪問することが困難な事例を除き、平成 21 年 3 月末までに概ね終了した。
- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ② 5 等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ③ 6 か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- (2) 戸別訪問調査の結果、平成 21 年 3 月末時点で、不適正な遡及訂正処理への職員の関与を窺わせるような内容の回答が 1, 335 件（うち職員の氏名又は役職名について具体的な回答があったもの 211 件）が確認された。

2. これまでの職員調査

- (1) 職員の関与に関する調査については、平成 21 年 3 月 19 日から職員の氏名又は役職名について、具体的な回答のあった 211 件及び標準報酬月額の遡及訂正が行われた被保険者が 4 名以上で、かつ全喪後に再加入している事案などから選定した 128 件を合計した 339 件に対して順次実施した。

- (2) 上記調査については、社会保険庁長官が民間の第三者に委嘱した調査スタッフ 5 名が、上記 339 件の中から、事業主等の回答と職員等の回答に食い違いが大きい事案を中心に 19 事案（注）を選定し、面談等による調査を行った。社会保険庁職員は残りの事案について、書面等により調査を行った。

（注）19 事案の中には、この調査の過程において、2 万件戸別訪問調査の対象外の事案について職員の自認があった 1 件を含む。

- (3) これらの調査により、4 件（注）の事案について不適正な遡及訂正処理への職員の関与があったことが確認された。

（注）4 件のうち 2 件については、平成 20 年 9 月 9 日に調査結果を公表した標準報酬月額の遡及訂正に係る「事業主の具体的な証言がある事案」の調査の過程で職員の関与があったことが確認された。

※ なお、関与が明らかになった職員に対しては、戒告 1 名（注 1）、訓告 1 名、訓告相当 1 名（注 2）及び厳重注意（文書）1 名の処分を行っている。

（注 1）約 2 万件の戸別訪問調査の対象外の事案に係る不適正な処理と合わせて処分が行われた者。

（注 2）既に退職しており処分ができない者。

3. 今回の調査

- (1) 社会保険庁においては、上記1, 335件から既に調査の終了した339件を除いた残りの事案（996件）について、平成21年9月11日から書面調査を実施した。
- (2) 調査の対象とする事案は、約2万件の戸別訪問調査において、職員の氏名又は役職名について具体的な回答がないことから、約2万件の戸別訪問調査の対象となった者が勤務していた事業所を管轄する社会保険事務所において標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた当時の滞納処分票や事務分掌表等が保存されているかを調査し、当該事業所を担当していた徴収課職員が特定できた場合は、その職員等を、担当職員が特定できなかった場合は、当時の徴収課長等を調査対象とした。
- (3) この結果、調査対象件数996件のうち、担当職員が特定でき、その者を調査対象としたものが223件であり、担当した職員が特定できず当時の徴収課長等を調査の対象としたものが773件であった。
- (4) 調査は書面で行うこととし、質問書に、不適正な遡及訂正処理への職員の関与があったことを窺わせるような内容の約2万件の戸別訪問調査対象者からの回答及び標準報酬の遡及訂正の状況を記載した書面を添付して行った。
- (5) また、保存されている滞納処分票を本庁に集め、本庁に設置した調査チームにより滞納処分票の記載内容を確認し、徴収職員が事業主等に対し、事実に反するような届出を行うことを指示又は示唆するような記述があるかどうかについて調査を行った。
- (6) 地方社会保険事務局から本庁へ提出された書面調査書については、本庁に設置した調査チームで調査結果を確認し、上記(5)の滞納処分票についての調査の結果も踏まえ、回答内容が事実関係を明らかにするためには不十分であると認められる場合は、調査対象者を新たに指定したり、調査対象者に対し更なる調査を行うことで、調査の徹底を図った。（本庁調査チームにより、240件について更なる調査を実施した。）

4. 調査の結果

- (1) 調査対象事案のほとんどは平成初頭から平成15年頃のものであり、調査対象とした職員等の記憶も曖昧になっており、事業所名称等については記憶しているものもあったが、当時の状況等について明確な回答を得られるものはほとんどなかった。
- (2) 担当職員の特定に不可欠な滞納処分票等については、そのほとんどが保存期限を超えていた事から、保存されているものは多くなく、この点を社会保険事務所等に保存されている他の書類や約2万件の戸別訪問調査の対象となった方から提出された資料等でカバーしようとしたが、不適正な遡及訂正処理への職員の関与を認定するに足りるものはなかった。

(3) 調査の結果は以下のとおりである。

- ・不適正な遡及訂正処理への職員の関与が確認されたもの ・・・・・・ 0件
- ・不適正な遡及訂正処理への職員の関与を確認することができなかつたもの ・・・・ 993件
- ・調査不能のもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件

(担当者や徴収課長が死亡しているケースなど)

(4) なお、今回の調査を通じて、不適正な遡及訂正処理への職員の関与を窺わせるような内容の回答を行った事業主等と同一時期に同一事業所に勤務していた被保険者であって、当該事業主等と同様に上記1の(1)の3条件全てに該当する遡及訂正処理が行われている者の存在が把握されたケースについては、社会保険事務所（年金事務所）職員の側から個別に連絡を行うという方法を基本として、記録の回復に向けた取組みを行うものとする。